

印鑑登録の手続きの流れ

本人が来る場合 (登録する印鑑を持参)

(A)
官公署発行の身分証明書を持参し、その本人確認書類に顔写真があるとき

(ex. マイナンバーカード、
運転免許証、写真付き住
基カード、在留カード、パ
スポート、身障手帳など)

顔写真が無い本人確認書類を持参したとき
または
本人確認書類を持参していないとき

(B)
保証書(※)が添
付されているとき

※丸亀市で印鑑登
録をしている人が、
登録印鑑を用いて申
請者の本人確認を
保証する書面

(C)
申請者と互いに面識ある本
市職員の立会のもと、本人
確認できるとき

(D)
(B),(C)もないとき

即日登録完了

即日登録完了

即日登録完了

代理人が来る場合

受付時に必要なもの
・委任状(登録する人の直筆)
・登録する印鑑
・代理人の本人確認書類(★参照)

① 受付の後、照会(回答)文書を自宅へ転送不可で郵送

② 回答時に必要なもの
・記入した照会(回答)文書
・登録する印鑑
・本人確認書類(★参照)

② 回答時に必要なもの
・記入した照会(回答)文書
・登録する印鑑
・登録する人の本人確認書類(★参照)
・代理人の本人確認書類(★参照)

(注意!!) 回答時にも下記★の内容の本人確認書類が必要です

登録完了(カード発行)

★ここでいう本人確認書類とは…官公署が発行した本人確認書類のことです(運転免許証、旅券、健康保険証など)
※本人確認書類のコピーは不可です